

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定において開示しないこととした部分のうち、別表記載の本件特定公文書6に含まれる起案用紙は開示すべきであるが、それ以外の部分の非開示決定は妥当である。また、実施機関が同時に行った不存在決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、別表の「開示請求公文書」の欄に掲げる公文書（以下「本件請求公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成21年8月17日に行った。

本件開示請求は、実施機関が、社会福祉法人祥楓会（以下「祥楓会」という。）に対し不正経理に関する特別監査等を実施した後、平成21年4月27日に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第2項の規定に基づく改善命令を発令し、さらに平成21年7月7日には社会福祉法第56条第3項及び第58条第2項第3号の規定に基づき、理事長（当時）の解職を勧告する行政処分を行うとともに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき前常務理事（前みなと園施設長）（当時）を所轄警察署に刑事告発（以下「本件刑事告発」という。）していることについて、上記行政処分等の過程において、実施機関が取得又は作成した文書が存在することを前提として行われたものである。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求公文書のうち、文書番号1、2、3、6、7、9、13、15、16及び17に対応する公文書は存在しないとする決定（以下「本件不存在決定」という。）をし、その他の本件請求公文書に対応する公文書を別表の「実施機関特定公文書」欄の記載のとおり特定した上で、このうち文書番号4、8、10、11及び18に対応する公文書については条例第26条の規定により条例の適用が除外されるとしてすべてを非開示とする決定（以下「本件非開示決定」という。）を、文書番号5、12及び14に対応すると特定した公文書については全部を開示する決定を、いずれも平成21年8月28日に行い、異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件不存在決定及び本件非開示決定のすべてを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月10日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 本件不存在決定のうち実施機関が「公文書ではないメモがある」とするものについて

(1) 実施機関の主張

祥楓会に係る事案に関して、祥楓会の指導、措置命令、勧告に必要な確定した公文書及び祥楓会から提出された文書は、職員共用の場所に保管し、組織として管理している。

当該事務処理に關与した職員は、報告等のためにメモを作成していたが、これらのメモは確定していない情報であって組織として管理しておらず、公文書ではないから、職員が個人の判断で廃棄している。

なお、本件請求公文書1及び2に關係する内容（特定の佐賀県議会議員（以下「特定県議」という。）からの照会を受けたこと）が含まれているメモが現存しているが、このメモは公文書ではなく、開示されるべきものではない。

## (2) 異議申立人の主張

不存在とされた文書はいずれも決裁文書の類ではなく、意思決定過程に至る報告書等の類であるが、決裁文書だけを公文書だと考えて不存在だと言うのなら、それは間違いである。意思決定過程での文書の公開こそが、国民（及び県民）の知る権利にほかならない。国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）には国家公務員が国会議員と接触した記録の作成、保存その他の管理、及びその情報の公開に関する規定があるが、地方公務員にも同様の姿勢が求められていくべきである。

「文書が不存在だから開示できない」との実施機関の主張が認められれば、今後の佐賀県内の行政当局は「文書が不存在」だという理由でことごとく情報公開を拒む可能性がある。公文書を「組織共有文書」だけと考えるのは公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）制定の議論の流れからいって間違いであり、メモも含め開示すべきである。また、常識的には（知事を含めての）県の幹部への説明文書がないはずはない。

## (3) 審査会の判断

ここでの問題は、実施機関がメモは存在するが公文書に該当しないと主張している当該メモ（以下「本件メモ」という。）が、「公文書」に該当しないのかという点である。

この点、開示請求の対象となる「公文書」について、条例第2条第2項は、「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定義している。ここで、いわゆる「メモ」が条例にいう「公文書」に該当するか否かについては、標題部に「メモ」との表記がなされているか否か、手書きによるものであるか否かといった体裁や、決裁又は供覧の手続きを経ているか否かといった形式的な点のみから判断するのではなく、当該文書の

作成又は取得の目的及びその経緯（職務を遂行するにあたって作成者の個人的便宜のために作成又は取得したものであって、記載内容が専ら職員の検討過程や個人的な見解等を示すに止まるものであるか否か、作成又は取得の過程において直接的に又は間接的にでも所属長等の指示等の関与があったか否か等）

作成又は取得後の使用状況（作成者以外の職員が閲覧することや関係部署の内外で配布されることにより作成者以外の職員の職務のために現に利用されたか否か又は利用する予定があるか否か等）

保管状況（専ら当該職員の判断で保管方法が決定でき、あるいは廃棄できる性格の文書か否か、文書の実際の保管場所等）

といった実態に着目して、個別具体的に判断されるべきである。

そこで、まず、審査会では、実施機関から本件メモそのものの提示を受けて確認したところ、本件メモは、パソコン用ワープロソフトで作成、印刷された上でフラットファイル（表紙及び背表紙に鉛筆書きで標題の記載あり）に単独で綴じられており、その内容は、祥楓会の事案に関して、実施機関の職員が関係者に発言しあるいは関係者から報

告を受け又は事情聴取した経過及びその内容等を、作成者自身が直接関与したものに限って時系列で簡潔に記録したものであり、作成者の個人的見解や作成者自身が知っている未記載の情報と照らし合わせないと意味が通じない記載も含まれるものであった。

さらに、審査会は、実施機関の職員に本件メモの作成、利用の経緯及び管理の状況について説明を求め、

特別監査という職責を果たすために関係者から事情聴取した結果等について、個人的な備忘録として及び後に作成する文書の基礎資料として使用する目的で作成したこと、

上司の指示等を受けずに、作成者個人が単独で作成したこと、

事案について上司への経過報告の際に手持ち資料として参照したことやその際に本件メモを上司に見せたこと、祥楓会に関する上司への方針伺いのために事案の概要をまとめた際の基礎資料として参照したことはあるが、会議等で配布したことはないこと、

職員共用の保存場所では保管しておらず、また、その内容について人事異動の際の後任への引継ぎの必要はなくまた予定もしていないこと、  
といった説明を受けた。

なお、本件メモの実際の保管状況を確認したところ、職員共用の保管場所ではなく職員の私物用のスペースに保管されていた。

以上に認めた本件メモの記載内容や上記実施機関の説明等からすると、本件メモの作成者の職務上の便宜以上のことを目的として作成され、又は組織内で利用されたものとは認められず、また、その記載内容自体も作成当時、県において検討されていた上記行政処分及び本件刑事告発をする過程における組織的な利用に資する内容にはなっていないことからすると、本件メモが実施機関において組織的に用いられ管理されている文書であるとは言い難い。

なお、異議申立人は、上記主張のほかに国家公務員制度改革基本法及び公文書等の管理に関する法律の制定の趣旨といった点をあげた上で、メモを含めて意思決定過程での文書の公開を求めているところであるが、実施機関が意思決定過程に行った検討の内容について、公文書又はメモを作成し保管しなければならないとする法令等の規定はないことから、公文書又はメモを作成しなかったことやメモであることをもって実施機関が不存在決定を行うことが不合理であるとはいえない。また、審査会の結論は、条例の規定に基づき、その規定のみを根拠として判断すべきものであって、情報公開や公文書管理についてのあり方に関する議論があることをもって、上記の結論を左右することはできない。

したがって、本件メモは条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当しないというべきである。

#### 4 本件不存在決定のうち実施機関が「議論又は検討の事実がなく公文書が存在しない」とするものについて

##### (1) 実施機関の主張

##### ア 本件請求公文書3、6及び7について

本件請求公文書3については、特定県議からの要請がなく、実施機関内部において議論又は検討を行っておらず、本件請求公文書6及び7に係る事項についても、実施機関内部において議論及び検討を行っておらず、いずれも公文書は存在しない。

イ 本件請求公文書 9、13、15 及び 16 について

本件請求公文書 9、15 及び 16 については県が関与すべき内容ではなく、本件請求公文書 13 については法人に対する措置命令を行う以前に県が適否を判断できることではないことから、実施機関内部においていずれも検討を行っておらず、公文書は存在しない。

ウ 本件請求公文書 17 について

県が関与すべき問題でないことから、実施機関内部において検討を行っておらず、公文書は存在しない。

(2) 異議申立人の主張

ア 本件請求公文書 3、6 及び 7 について

本件請求公文書 3 については、本年 4 月 17 日の祥楓会の議事録で特定県議が「県と相当話をしてきた」と話しており、「特定県議の要請はなかった」という実施機関の主張は嘘であり、改善計画に関する内部で議論した資料はあるはずである。

本件請求公文書 6 については、本件特定公文書 4 で実施機関が 3,000 万円を受け入れた後の不正経理の総額からの残りの金額について言及している。従って実施機関において何らかの議論はその際に行っているはずであり、公文書が存在しないはずはない。

本件請求公文書 7 について、実施機関は「法人から具体的になかった」という理由で逃げているが、法人からなくとも特定県議が話をしてきたのならば、特定県議と県の担当者とのメモを開示すべきであり、実施機関が分離案を考えて特定県議に提示したのであれば、内部での検討資料なり提示にあたってのメモを開示すべきである。

それらの文書又はメモがないはずはない。

イ 本件請求公文書 9、13、15 及び 16 について

本件請求公文書 9 については、行政のあり方からすれば、何らかの報告・相談が祥楓会からあったはずであり、その報告・相談に対して検討した文書を開示すべきである。指導監督の姿勢からすれば、不正経理を行った法人の理事選任に関し「法人で決定されるべき」として放置すべきものではない。

本件請求公文書 13 については、理事長は「県から言われたから」という理由でなかなか辞めなかったが、そうであれば実施機関はそういう判断をした文書を公開すべきであり、文書又はメモは存在するはずである。

本件請求公文書 15 については、不正経理後で実施機関が監督すべき立場にある以上、新体制を定めるには公平・中立に透明性をもって選任しなければならない。「検討すべき内容でない」ので公文書はないというのは嘘だと思う。明らかにしてメモなり報告文書を開示すべきである。

本件請求公文書 16 については、県は本件特定公文書 4 で辞職勧告しており、公文書が無い訳ではない。本件特定公文書 4 以外にも文書があると思われる。

ウ 本件請求公文書 17 について

一般的な民事案件に県が関与すべきではないかもしれないが、不正経理を行った法人が適正に運営されるように指導していくことは県の責務であり、実施機関の主張は納得できない。

(3) 審査会の判断

審査会は、本件刑事告発に至る一連の業務について実施機関の職員に説明を求め、実施機関に与えられた任務及び権限の範囲並びに実施機関が保管している資料等に記載されている事実について確認を行い、「異議申立人の開示請求に係る上記の各事項につ

いて議論又は検討していないことから公文書も作成していない」という趣旨の実施機関の主張の合理性を個別に判断することとした。

ア 本件請求公文書 3、6 及び 7 について

本件請求公文書 3 については、「特定県議からの要請はなかった」とする実施機関の主張を覆すに足りる事実又は資料の存在を認めることはできない。よって、この点について検討がなされていないとしても不可解ではない。

本件請求公文書 6 について、異議申立人は実施機関が本件特定公文書 4（開示済み）の中で、3,000 万円（注：実際には 3,000 万円を少し超える額）を受け入れた後の、不正経理の総額からの残りの金額について言及していることから、何らかの議論は行っているはずであると主張するが、異議申立人が指摘する本件特定公文書 4 において、実施機関は祥楓会に返還されている 3,000 万円余りの金額の返還の経緯を問題としているのではなく、この金額を差し引いた残りの金額（3,000 万円）の返還計画の実現可能性を指摘しているにすぎないのであって、既に返還されたものについてその財源等、返還の経緯に関する検討がなされていなくとも不可解ではない。

本件請求公文書 7 については、異議申立人は「最初にどこが提案したとしても検討した際のメモがあるはずであり、開示すべき」と主張するが、この請求に係る事項は祥楓会から改善計画の中で具体的に提案がないにもかかわらず実施機関の方から検討を行うべき事項ではないと考えられ、また、実際に祥楓会から具体的な提案があった事実も確認できないことから、この点について検討がなされていなくとも不可解ではない。加えて、これらの請求公文書に対応する公文書又はメモが存在する事実も確認できなかった。

よって、これらの公文書は存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

イ 本件請求公文書 9、13、15 及び 16 について

社会福祉法人の新任役員人事について、実施機関が権限や義務をもって関与すべき法的根拠はないことから、この点について検討がなされていなくとも不可解ではなく、また、これらの請求公文書に対応する公文書又はメモが存在する事実も確認できなかった。

よって、これらの公文書は存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

ウ 本件請求公文書 17 について

開示請求者が送付した資金の返還請求の手紙を祥楓会が受取拒否したことは、実施機関が権限や義務をもって関与又は問題とすべき事項ではないと考えられることから、この点について検討がなされていなくとも不可解ではなく、また、これらの請求公文書に対応する公文書又はメモが存在する事実も確認できなかった。

よって、公文書は存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

5 本件非開示決定について

(1) 実施機関の主張

本件非開示決定に係る公文書については、本件刑事告発に伴い平成 21 年 7 月 7 日及び 7 月 10 日に所轄警察署に提出し、領置されていることから「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。条例第 26 条で訴訟に関する書類及び押収物については条例の規

定を適用しないと定められており、公文書非開示決定を行った。

## (2) 異議申立人の主張

祥楓会は、不正経理により関係者個人が告発されているだけであって、祥楓会が訴訟の対象になっている訳ではない。警察又は検察が「調査中であるので開示できない」というのならば、まだ納得できるが、行政当局が訴訟の対象にもなっていないものを訴訟に関する書類及び押収物とって開示しないのは理由にならない。「改善計画についての報告及び追加報告」は、まして訴訟に関するものではなく、訴訟に関する書類及び押収物というのは非開示の理由にならない。

刑事訴訟法第53条の2では「訴訟に関する書類及び押収物」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定は適用しないと規定されており、一方で情報公開法第5条では「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」は非開示情報とされている。条文に規定されているように非開示情報とされるのは「相当の理由がある」情報であるが、実施機関が非開示決定した文書すべてに「相当の理由がある」とは言えない。

また警察当局による関係文書の提出要請は、祥楓会より不正経理の関係者を対象にしているものであるので、不正経理の関係者個人に直接関係するもの以外は、項目によって開示できるはずである。

## (3) 審査会の判断

ここでの問題は、本件非開示決定に係る公文書が、条例の適用を除外されている「訴訟に関する書類」又は「押収物」に該当するか否かという点である。

まず、条例第26条が規定する「訴訟に関する書類」には、刑事被告事件における訴訟の過程で提出されて訴訟記録となっているもののほか、訴訟前であっても被害届や告発状、証拠書類等、刑事被告事件として立件されることを目的として現に捜査機関に提出されているものを含むと解すべきである。なお、被告事件又は被疑事件に関して提出されている書類であれば、被疑者個人に直接関係するものであるか否か、あるいは公共の秩序等の維持に関するものか否かといった文書の性格や内容、証拠価値といった点を問題とすべきではない。

次に、条例第26条が規定する「押収物」には、差押令状による差押又は公判廷において差押を受けたもののほか、提出命令による提出物や任意提出した後に領置されているものを含むと解すべきである。

なお、条例第26条は、捜査機関等に提出されている訴訟に関する書類又は押収物について、まさに実施機関がその原本又は写しを保管している場合の原本又は写しを対象としているものであって、実施機関が捜査機関等でないからといって開示すべきとする理由にはならない。

そこで審査会は、本件非開示決定に係る公文書が、訴訟に関する書類又は押収物のいずれかに該当するか否かを検討するにあたり、実施機関から本件刑事告発の際に告発状に添付した書類の一覧（以下「本件告発状添付書類一覧」という。）及び、本件刑事告発後に所轄警察署からの依頼に応じて任意提出し、所轄警察署に領置された文書を示す書類の一覧（所轄警察署作成の預り証。以下「本件警察提出書類一覧」という。）の提示を受けるとともに、その内容、提出の経緯等について説明を受けた。なお、実施機関は告発状及び添付書類についても所轄警察署に領置されていると説明しているが、同文

書は領置されておらず「押収物」ではないことから、同文書については「訴訟に関する書類」の該当性が問題とされるべきである。

まず、本件非開示決定に係る公文書のうち、本件特定公文書 1 及び 2 については、本件告発状添付書類一覧の中にそれらの文書名が明記されていることから、告発状の添付書類（証拠書類）として所轄警察署に提出されているものと認められる。よって、本件特定公文書 1 及び 2 は「訴訟に関する書類」に該当する。

また、本件特定公文書 6 については、実施機関が本件刑事告発に際し、伺いの趣旨が記載されたものについて決裁印が押印された起案用紙（以下「本件起案用紙」という。）に告発状及びその添付書類（証拠書類）の案（以下「本件告発書類案」という。）を添えた上で、告発状を所轄警察署に提出し刑事告発を行うことについて、実施機関内で決裁を受けた際の書類一式であるところ、このうち本件告発書類案については、同じ内容のものが告発状及びその添付書類（証拠書類）として所轄警察署に提出されているものと認められることから、本件特定公文書 6 のうち本件告発書類案は「訴訟に関する書類」に該当する。なお、本件告発書類案には、告発状の添付書類として前記した本件特定公文書 1 及び 2 の写しが含まれている。

しかしながら、本件起案用紙については、本件告発状添付書類一覧及び本件警察提出書類一覧のいずれにもその文書名は記載されておらず、実施機関も提出はしていないと説明していることから、所轄警察署に提出されているものではないと認められる。よって、本件特定公文書 6 のうち本件起案用紙は「訴訟に関する書類」に該当しない。

次に、本件特定公文書 5 について実施機関は、所轄警察署に提出して領置されていると主張しているが、所轄警察署に領置された文書を示す本件警察提出書類一覧は簿冊名のみを示すもので、その記載上、簿冊中の個々の文書の具体的な文書名を明らかにするものではなく、本件警察提出書類一覧に本件特定公文書 5 そのものの文書名は記載されていない。

この点、実施機関は、本件警察提出書類一覧に記載されている簿冊「社会福祉法人祥楓会 特別養護老人ホーム『みなと園』創設関係」（以下「みなと園創設関係簿冊」という。）に含まれていると説明しているので検討するに、本件特定公文書 5 は祥楓会が平成 19 年度に特別養護老人ホーム「みなと園」を整備するに当たり、事前に公費補助の可否について社会福祉法人等審査会に諮るための資料であり、祥楓会から提出された施設整備計画の内容、資金計画及びこれらに対する県の意見が添えられた書類であって、みなと園の創設に係る祥楓会の財務状況に関する資料を含むものである。

したがって、本件特定公文書 5 をみなと園創設関係簿冊に含めて提出して領置されているとする実施機関の説明は不合理ではなく、本件特定公文書 5 は「押収物」に該当する。

同じく、本件特定公文書 7 についても、本件告発状添付書類一覧及び本件警察提出書類一覧にはそのものの文書名は記載されていないものの、本件警察提出書類一覧に記載され、原本が実施機関において保管されている簿冊「H20 監査関係綴 地域福祉課（特別監査結果通知等）」を確認したところ、本件特定公文書 7 が含まれていることから、本件特定公文書 7 はその写しが所轄警察署に領置されているものであり「押収物」に該当する。

以上のことから、本件特定公文書 1、2、5、6（ただし、本件起案用紙を除く部分）及び 7 は、いずれも条例第 26 条の規定に基づき、条例の規定が適用されないものというべきであるが、本件起案用紙については条例の規定が適用されるものというべきであ

る。

## 6 総括

以上のとおり、審査会は、上記3から5までで述べた各「審査会の判断」に基づき、前記「審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 21 年 10 月 6 日	実施機関からの諮問書を受理
平成 21 年 10 月 16 日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 21 年 11 月 5 日	異議申立人からの意見書を受理
平成 21 年 11 月 16 日 (平成 21 年度第 1 回審査会)	審 議
平成 21 年 11 月 30 日 (平成 21 年度第 2 回審査会)	審 議
平成 21 年 12 月 9 日 (平成 21 年度第 3 回審査会)	審 議
平成 21 年 12 月 28 日	答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略、答申日現在)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
小野 壽子	税理士事務所長	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会常任理事	
松尾 弘志	弁護士	会長



(別表)

開示請求公文書		実施機関特定公文書		実施機関決定
No.		No.		
1	祥楓会関連で、 <u>特定県議の要望や発言等</u> を県庁内部の会議で触れている文書 (本答申において、「本件請求公文書1」という。)	-		不存在
2	<u>祥楓会に関し県の幹部(知事及び担当部局の幹部等)へ説明した文書</u> の中に特定県議の主張等が明記されている可能性がある。 (本答申において、「本件請求公文書2」という。)	-		不存在
3	祥楓会の <u>改善計画に関する県の文書</u> の中でも特定県議に触れている文書はないか? (本答申において、「本件請求公文書3」という。)	-		不存在
4	<u>祥楓会から提出された改善計画</u> とその改善計画について県が検討した文書 (本答申において、「本件請求公文書4」という。)	1	改善計画についてのご報告(祥本第4号) (本答申において、「本件特定公文書1」という。)	非開示
		2	改善計画についての追加報告(祥本第5号) (本答申において、「本件特定公文書2」という。)	非開示
5	祥楓会から提出された改善計画とその <u>改善計画について県が検討した文書</u> (本答申において、「本件請求公文書5」という。)	3	改善計画についての追加・補足資料の提出について(伺)(地福第010241号、長寿第010398号) (本答申において、「本件特定公文書3」という。)	開示
		4	社会福祉法人祥楓会の役員解職勧告について(伺)(長寿第010694号) (本答申において、「本件特定公文書4」という。)	開示
6	祥楓会関連で(理事などから)3000万円の <u>拠出があった場合に、その受け入れ等に関してどのような議論があったのか</u> 知りたいので、 <u>報告・検討文書等</u> があれば開示して頂きたい。 (本答申において、「本件請求公文書6」という。)	-		不存在
7	祥楓会の組織を <u>神埼と唐津とに分離する案</u> を県で検討した事があるのか (本答申において、「本件請求公文書7」という。)	-		不存在
8	祥楓会が唐津に開設した特別養護老人ホーム「みなと園」の許可に関連して、 <u>県が示した条件(文書)及び許可に関する内部検討資料</u> (本答申において、「本件請求公文書8」という。)	5	社会福祉法人等審査調書 (本答申において、「本件特定公文書5」という。)	非開示
9	社会福祉法人への補助金や医療福祉機構からの融資が完了していない段階で理事が交代する事に関して、 <u>県が祥楓会に示した条件(文書)及び理事交代に関する内部検討資料</u> (本答申において、「本件請求公文書9」という。)	-		不存在

10	<p>県は1人だけを告発し、他の関係者3人の告発は見送った。何故告発を見送ったのか？  <u>告発をするに至った会議資料</u>を開示していただきたい。  (本答申において、「本件請求公文書10」という。)</p>	6	<p>刑事告発について(伺)(平成21年7月7日付け)  (本答申において、「本件特定公文書6」という。)</p>	非開示
11	<p>県の担当部局は<u>告発しない場合の事例</u>として知事に<u>どういう文書</u>でもって説明していたのか  (本答申において、「本件請求公文書11」という。)</p>	7	<p>社会福祉法人「祥楓会」に関する特別監査結果について(伺)(地福第011415号、長寿第011230号)  (本答申において、「本件特定公文書7」という。)</p>	非開示
12	<p>理事長の辞職時期が極めて遅れていると思う。  <u>辞職に関連して県はどのような議論</u>を内部で行なってきたのか、文書開示を請求する。  (中略)  ...県の検討資料は3月分を含めて開示願いたい。  (本答申において、「本件請求公文書12」という。)</p>	4	<p>社会福祉法人祥楓会の役員解職勧告について(伺)  (長寿第010694号)  (本件特定公文書4)</p>	開示
13	<p>理事長の辞職時期が極めて遅れていると思う。  辞職に関連して県はどのような議論を内部で行なってきたのか、文書開示を請求する。  (中略)  ...県の検討資料は<u>3月分を含めて開示</u>願いたい。  (本答申において、「本件請求公文書13」という。)</p>	-		不存在
14	<p>理事全体の責任問題に関して県はどのような判断を行なってきたのか、<u>理事会の責任</u>  <u>に関する検討資料</u>があれば開示していただきたい。  (本答申において、「本件請求公文書14」という。)</p>	8	<p>社会福祉法人「祥楓会」に対する措置命令について(伺)(佐賀県達21地福第010001号、佐賀県達21長寿第010208号)  (本答申において、「本件特定公文書8」という。)</p>	開示
15	<p><u>新しい理事及び理事長の選任</u>に関し、県の基本的考えはどうだったのか、...<u>県内部で</u>  <u>議論した文書</u>があれば開示していただきたい。  (本答申において、「本件請求公文書15」という。)</p>	-		不存在
16	<p><u>理事選任に関して3月時点で議論した文書</u>  (本答申において、「本件請求公文書16」という。)</p>	-		不存在
17	<p>開示請求者が祥楓会に送付した資金の返還請求を、祥楓会が<u>受取拒否(した事)</u>に<u>関</u>  <u>連して(県内部で)の調査及び検討会議をした文書</u>  (本答申において、「本件請求公文書17」という。)</p>	-		不存在
18	<p>不正経理の報告に関して県の担当部局は知事等幹部への説明にあたって祥楓会の理事  長(吉田梅次)に関連しての経緯を説明したのか、...。内部での説明資料の中で<u>経緯</u>  <u>に関するもの</u>があれば開示して頂きたい。  (本答申において、「本件請求公文書18」という。)</p>	7	<p>社会福祉法人「祥楓会」に関する特別監査結果につ  いて(伺)(地福第011415号、長寿第011230号)  (本件特定公文書7)</p>	非開示

本件開示請求者は、「」で困ったところが具体的な文書の請求箇所」としているが、公文書を特定するためには文脈から判断する必要があるため、前後の文章も記載している。